

第1章

みんなで進める住みよいまちづくり

施策

1

地域コミュニティの
充実を図る

前期基本計画の取組

- 地域コミュニティの中心となる自治会や地区まちづくり委員会との協働によるまちづくりを推進しました。
- 市民が地域活動に参加するきっかけをつくるため、各地区において「協まち・カフェ*」を開催しました。
- 自治会活動の必要性を理解してもらうため、市民自治組織に関する情報を広く市民に発信しました。
- 市民の地域における連帯意識の高揚と自治活動の振興を図るため、自治会などが自治活動施設の建設、整備、補修などを実施する際に支援しました。
- 地域の発展や課題解決に取り組む自治会及び地区まちづくり委員会の活動を支援しました。
- 自治活動の拠点である地区交流センターなどを維持及び管理し、協働のまちづくりを推進しました。
- 宝くじ社会貢献広報事業を活用し、コミュニティ活動に必要な備品などの整備の助成を行い、コミュニティ活動の強化及び充実を図りました。

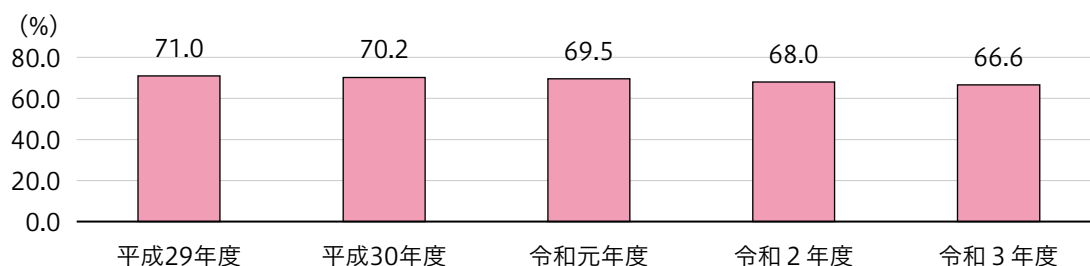
現 状

- 市内には、68の自治会と8の地区まちづくり委員会があり、それぞれの地域において環境美化活動や防犯・防災活動、親睦交流活動などが行われています。
- 市内8地区は、それぞれ環境や居住人口が異なっているため、各地区の自治会加入率には差異がありますが、全体的な傾向としては年々減少傾向となっており、令和3年度の加入率は66.6%となっています。
- 自治会加入率が減少している要因としては、若者や単身者、定住性の低い集合住宅の居住者などの未加入者の増加、退会する高齢者の増加などが挙げられます。
- 定年退職年齢の引き上げなどの社会情勢の変化により、自治会役員の担い手となる人材が不足しています。

課 題

- 自治活動の必要性を市民に理解してもらうため、市民自治組織に関する情報を、更に広く市民に発信する必要があります。
- 市民自治組織と連携・協力しながら、転入者などに対する自治会への加入促進と、既存会員の退会抑制に努め、さらには自治会役員の担い手の育成を支援する必要があります。

自治会加入率



施策の目的と成果指標

対 象 市民（市民、市民自治組織）

意 図 地域の課題解決に取り組む

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
自治会加入率	66.6%	72.0%	75.2%

基本事業と方針、主な現事務事業

基本事業1 自治活動への参加意識の形成

方針

- まちづくり活動に取り組んでいる団体などの活動を広く市民にPRし、市民のまちづくりに対する理解を深め、まちづくり活動への参加意識を醸成します。
- 市民自治組織と連携した取組により、自治会への加入促進や退会抑制に努めます。

主な現事務事業

那珂ビジョン(育成)

- ・まちづくり活動参加促進事業

基本事業2 自治活動への支援と連携

方針

- 地域コミュニティの充実を図るため、市民自治組織の活動を支援します。
- 自治会におけるICT*の活用推進など、時代の変化に対応した自治会運営を支援します。

主な現事務事業

- ・市民自治組織支援事業
- ・自治活動施設建設費等補助事業

那珂ビジョン(支援)

- ・コミュニティ助成事業

関連する市の計画

市協働のまちづくり指針（平成21年策定）

施策
2誰もが住み続けたいと
思えるまちづくりを推進する

前期基本計画の取組

- 令和2年5月に第2期総合戦略を策定しました。
- 令和3年4月に移住の総合相談窓口「いい那珂IJU-Labo」を開設しました。
- 令和2年度から、地域課題の解決のため地域おこし協力隊*として三大都市圏などの住民を受け入れ、地域の活性化に資する活動を行いました。
- 市内にある空き家の実態調査及び所有者に対する意向調査を実施するとともに、空き家について総合的に相談できる窓口を設置しました。
- 平成31年4月からシティプロモーション*推進室を設置し、本市の魅力である「住みよさ」を市内外にアピールするための市シティプロモーション指針を令和2年3月に改定しました。また、この指針の改定に合わせ、市内外に対する情報発信を更に強化し、人口還流に確実ににつなげていくため、市シティプロモーション行動計画を改定しました。

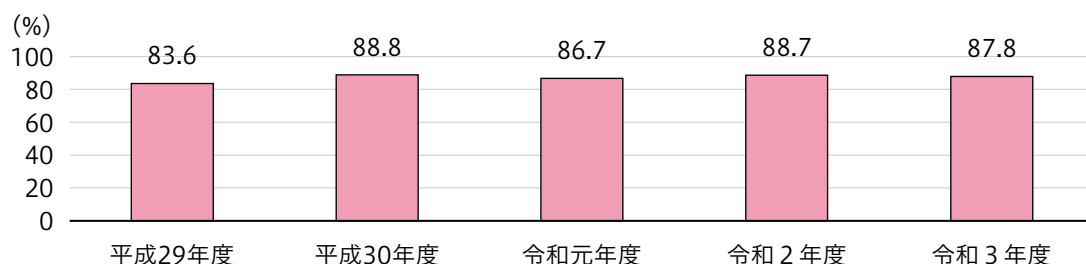
現 状

- 平成22年から令和元年までの社会動態*は、年平均で約50人の増加となっていますが、令和2年国勢調査人口は53,502人となり、前回の平成27年調査と比べて774人減少しています。
- 総合戦略に基づき、移住交流体験や企業取材インターンシップ*、移住セミナーでの出展など移住・定住に向けた支援を行っています。
- いばらき出会いサポートセンターの運営や利用登録を支援し、結婚相談や希望する相手とのマッチングの機会を提供しています。
- 地域おこし協力隊は令和4年4月時点で3人委嘱しており、隊員それぞれが地域課題の解決に向けた活動などを行っています。
- 空き家実態調査及び意向調査の結果、令和3年度末において、市内に638件の空き家が確認されています。
- 空き家バンク*の実績（累計）は、令和3年度末で物件登録4件、成約3件となっています。
- 市シティプロモーション指針に基づき、本市の魅力である「住みよさ」を「いい那珂暮らし」のキャッチコピーと共に市内外にアピールしています。
- これまでの広報紙やホームページのほか、デジタルデバイス*利用者増を踏まえフェイスブック*、ツイッター*、特にライン*や若者に浸透しているインスタグラム*などのSNS*を幅広く活用して市の魅力や情報を発信しています。
- 市内外の会員による「いい那珂暮らし応援団*」の活動を通して、市の魅力や良いところをウェブマガジン*やSNS、メールマガジン*を活用して情報発信をしています。
- 令和4年4月現在、16人の那珂ふるさと大使が、それぞれの仕事や活動の中で、名刺の配布やリーフレットの備え置き、ノベルティグッズ*の配布などを行い、市の魅力を全国各地に広めています。

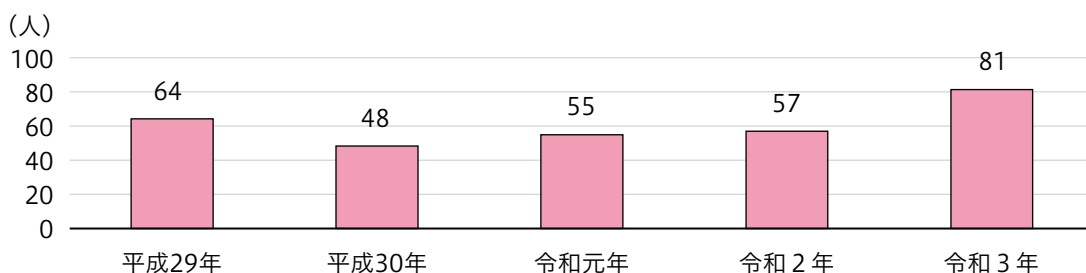
課題

- 本市の「住みよさ」を市内外に広めて、市の認知度の向上や交流人口*の拡大を図り、さらには移住・定住につなげていく必要があります。
- 移住の総合相談窓口である「いい那珂IJU-Labo」の更なる活用を図るため、ターゲット層に合わせた相談体制の構築や情報発信が必要です。
- 首都圏在住者に対して、イベントや体験プログラムを企画するなど、Uターン*による移住者を増やすほか、地元の高校や大学と連携し、インターンシップ*などマッチング機会の提供により移住・定住につながる地域の魅力を伝えていく必要があります。
- 本市の地理的優位性を活かし、首都圏での仕事を地方で続けることができるテレワーク*の推進やサテライトオフィス*の導入を推進することが必要です。
- 地域おこし協力隊*の活動に対する効果検証が必要です。
- 空き家意向調査の結果、未相続の問題のほか、所有していても最低限の管理をするだけで利活用や売却などの行動にまで踏み込めない傾向がみられます。
- 那珂ふるさと大使の認知度を向上させるとともに、市の魅力を広める大使の活動を増やす必要があります。

住みやすいと思うと答えた市民の割合



社会動態による人口増加数（当該年以前5か年の平均）



移住・就業促進バスツアー

施策の目的と成果指標

対 象 市民、移住希望者

意 図 住みよさを実感し、移住・定住が進む

成果指標	現状値	中間目標値	目標値
住みやすいと思うと答えた市民の割合	87.8% (令和3年度)	90.0% (令和7年度)	91.0% (令和9年度)
社会動態による人口増加数 (当該年以前5か年の平均)	81人 (令和3年)	105人 (令和7年)	117人 (令和9年)
空き家に入居した件数(累計)	3件 (令和3年度)	11件 (令和7年度)	15件 (令和9年度)

基本事業と方針、主な現事務事業

基本事業1 移住・定住の促進

方針

- 移住の総合相談窓口である「いい那珂IJU-Labo」でのきめ細やかな相談体制により、U・I・Jターン*や二地域居住を推進します。
- 首都圏在住者に対して、イベントや体験プログラムを企画し、U・I・Jターンによる移住者の増加を図ります。
- 地元の高校や大学と連携し、インターンシップ*などマッチング機会を提供し、定住してもらえるよう取り組みます。
- 本市の地理的優位性を活かし、首都圏での仕事を地方で続けることができるテレワーク*の推進やサテライトオフィス*の導入を推進します。
- 結婚や子育てに対する意識の向上を図るためのライフデザイン教育*を推進します。
- 「地域おこし協力隊*」など国の制度を活用し、首都圏からの人の流れを促進します。
- 空き家バンク*制度の運営や相談会の実施などの支援を行い、空き家の利活用を促進することにより、交流人口*の拡大や移住・定住の促進を図ります。

主な現事務事業

- ・いい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得助成事業
- ・ライフデザインサポート事業
- 那珂ビジョン(育成)
- ・いい那珂暮らし促進事業
- ・いい那珂協力隊推進事業
- 那珂ビジョン(支援)
- ・空き家等対策事業



基本事業2 シティプロモーションの展開

方針

- 交流人口を拡大し、将来の移住・定住へとつなげていくため、ターゲットや発信内容を明確にした上で、「いい那珂暮らし応援団*」や「いい那珂宣伝部*」、「地域おこし協力隊*」を活用した情報発信やフィルムコミッション*活動によりシティプロモーション*を積極的に推進します。
- 那珂ふるさと大使を支援するための情報や資料の提供を充実させ、那珂ふるさと大使の活動の情報発信と各イベントの出演依頼を積極的に行い、認知度向上を図ります。

主な現事務事業

- ・広報事業
- ・那珂ふるさと大使設置事業
- 那珂ビジョン(支援)
- ・シティプロモーション推進事業



基本事業3 ICTの活用による地域の活性化

方針

- 買物支援や子育て支援、教育の充実などにICT*を活用し、住みよさの向上と地域の活性化を図ります。
- GIGAスクール構想*によって1人1台端末が整備されたことにより、情報活用能力を育成し、次世代を生きる子どもたちが必要な力を身につけられるような教育体制を図ります。

主な現事務事業

- ・いい那珂暮らし促進事業
- ・学校教育情報化推進事業

関連する市の計画

市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年度～令和6年度)

市シティプロモーション指針及び行動計画(令和2年度～令和6年度)



地域おこし協力隊による「小商い寺小屋」



地域おこし協力隊による「あおぞらクローゼット」



施策 3

市民との協働による まちづくりを推進する



前期基本計画の取組

- 市民、行政、市民自治組織、市民活動団体及び事業者がそれぞれの責任と役割を自覚しながら、対等の関係で地域の課題解決に取り組む協働のまちづくりを推進しました。
- 市民一人ひとりがまちづくりの主体であることを認識できるように、まちづくりリーダー養成講座や協働のまちづくり推進フォーラム*などを開催しました。
- 各種計画を策定する際に市民から委員を募集するなど、行政運営に市民が参画する機会の確保に努めました。
- 市新採職員研修の際に「市民と協働のまちづくり」についての講義を行い、協働のまちづくりの理念の周知徹底を図りました。
- 市民が安心して市民活動に参加できるように、市民活動中の事故やけがについて補償する市民活動補償制度を実施しました。
- 市民活動団体の設立を支援するとともに、地域の発展や課題解決のために市民活動団体などが自ら提案し、新たに取り組む活動を支援しました。
- 「広報なか」については、市民が求める行政情報などの的確な把握とユニバーサルデザイン*を導入した見やすく分かりやすい紙面作りに努めました。
- 市政に対する市民の理解を深めてもらうため、市民が希望するテーマについて市の職員を講師として派遣するまちづくり出前講座を実施しました。
- 市民団体などからの開催申込を受け、特定のテーマについて市長と意見交換を行う場を設ける「市長と話そう輪い・和い座談会」を開催しました。
- パブリック・コメント*の実施や市民ボックス、市長への手紙、ホームページ問い合わせフォームなどによる市民意見の把握に努めました。

現 状

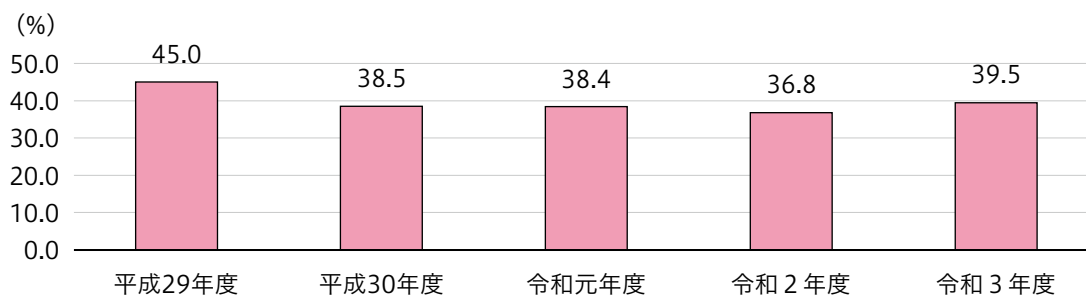
- 市民活動団体数は、少子高齢化による活動休止などが原因で、登録を抹消する市民活動団体も出てきており、減少傾向となっています。
- 市民アンケート*によると、まちづくりに参加している市民の割合は、40%に満たない状況が続いています。
- 協働のまちづくりの推進を図るため、自治会長研修会を実施しています。
- 協働のまちづくり推進委員会において、各市民活動団体の活動を活性化するための支援策を検討しています。
- 菅谷地区の市民のまちづくり活動の拠点となる四中学区コミュニティセンターを整備しています。
- 「広報なか」は月2回全ページフルカラーで発行し、ホームページやフェイスブック*、ツイッター*、メールマガジン*及びライン*においても随時情報を発信しています。

- 令和3年度の市民からの意見提案数は、市民ボックス37件、市長への手紙14件、窓口、電話、メールなど145件、陳情又は要望が23件となっています。

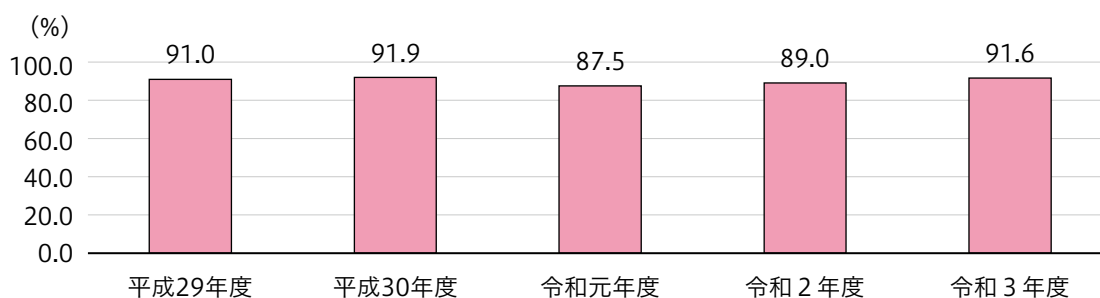
課題

- まちづくりに参加する市民の割合が低い状況が続いていることから、まちづくり活動の環境を整備するために担い手を育成していく必要があります。
- まちづくりに関する市民の学習機会の充実を図り、その周知方法を検討する必要があります。
- 市民自治組織や市民活動団体の活動について、更に広く市民に周知する方法を検討する必要があります。
- 市民一人ひとりが、市が提案した情報を積極的かつ確実に取得すること、市の行事への参加や施策へ提言することなど、市民が積極的に市政に関与することが重要であることを周知する必要があります。
- 必要な情報を市民へ適切に伝えるために、「広報なか」に加えて情報量や即時性を補完するホームページやSNS*などの利活用を促進する必要があります。年齢層などにより、情報が届きやすい媒体が異なるため、媒体を上手く組合せをしていく工夫も必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の状況やスマートフォンの普及をはじめとした社会情勢の変化に対応し、より市民が意見を出しやすい手段を検討していく必要があります。

まちづくり活動に参加している市民の割合



市の行政情報を把握していると答えた市民の割合



施策の目的と成果指標

対 象 市民（市民、市民自治組織、市民活動団体、事業所）、行政

意 図 協働してまちづくりに取り組む

成果指標	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
まちづくり活動に参加している市民の割合	39.5%	48.0%	52.0%
市の行政情報を把握していると答えた市民の割合	91.6%	92.0%	92.0%

基本事業と方針、主な現事務事業

基本事業1 市民との協働体制の推進

方針

- 協働のまちづくりの理念が広く市民に理解され、浸透するように、啓発活動を行うとともに、職員に対しても研修の実施などにより、理念の周知徹底を図ります。
- 協働のまちづくり推進フォーラム*などを開催し、市民の協働に対する意識を醸成します。
- 自治会長研修会を開催し、協働のまちづくりを推進します。
- 人材育成講座を開催し、地域を担う人材を育成します。
- 市民活動団体が市民福祉の向上と地域の活性化のために様々な活動に取り組んでいることを広く市民にPRし、市民のまちづくりへの参加を促します。
- 市民、市民自治組織、市民活動団体など、多様な主体が共に手を携えながら行う協働事業を全庁的に推進します。
- 市民の市政への参画を促進し、広く人材を求めるため、各種審議会などの委員を公募します。

主な現事務事業

那珂ビジョン（育成）

- ・協働のまちづくり推進事業



協まち・カフェ



協働のまちづくり推進フォーラム

基本事業2 市民活動への支援と連携

方針

- コミュニティセンターや市民活動支援センターの利用環境を整えるとともに、市民活動団体が行う自主的・自発的な活動を支援します。
- 市民活動団体などを支援するための制度を検討し、充実を図ります。

主な現事務事業

- ・市民活動支援センター運営事業
- 那珂ビジョン(支援)
- ・市民活動支援事業
- 那珂ビジョン(投資)
- ・四中学区コミュニティセンター整備事業

基本事業3 情報の発信と共有

方針

- 広報紙のほか、ホームページやSNS*を活用して、行政情報を広く市民に提供するとともに、便利で分かりやすい情報を発信して市政に対する市民の関心を高めます。
- 市政に対する市民の理解を深めるため、まちづくり出前講座の周知と内容の充実を図ります。

主な現事務事業

- ・広報事業
- ・出前講座開催事業

基本事業4 広聴機能の充実

方針

- 「市長と話そう輪い・和い座談会」については、市民団体などとの意見交換がより充実した内容となるよう、開催方法の工夫に努めます。
- ホームページでの意見提出とともに、インターネットを利用しない方でも意見を出しやすい手段（市民ボックス、市長への手紙など）について更なる周知を行うなど、意見提出手段の充実を図ります。
- 市民の意見を市の計画や基本方針などに反映するため、引き続きパブリック・コメント*を実施します。

主な現事務事業

- ・輪い・和い座談会開催事務
- ・市民相談事務

関連する市の計画

市協働のまちづくり指針（平成21年策定）

施策

4

互いに尊重し合う
社会の形成を図る

前期基本計画の取組

- 人権が尊重される社会をつくるため、人権教育を推進するとともに、人権相談会や啓発活動を実施しました。
- 性的マイノリティ*の方の生活上の困難解消と理解増進を目的に茨城県が開始した「いばらきパートナーシップ宣誓制度*」の適用に伴い、市の申請書などの性別記載欄の見直しを行いました。
- ダイバーシティ*社会の実現に向けた様々な取組を進めるに当たり、その取り組むべき方針を定め、「いばらきダイバーシティ宣言」に登録しました。
- 男女共同参画社会を実現するため、第2次市男女共同参画プランの後期実施計画を策定しました。
- 男女共同参画の意識を高めるため、様々な機会を通じて情報の発信に努めました。
- 戦争に関する展示を実施し、平和について考え、平和を守る意識の醸成を図りました。

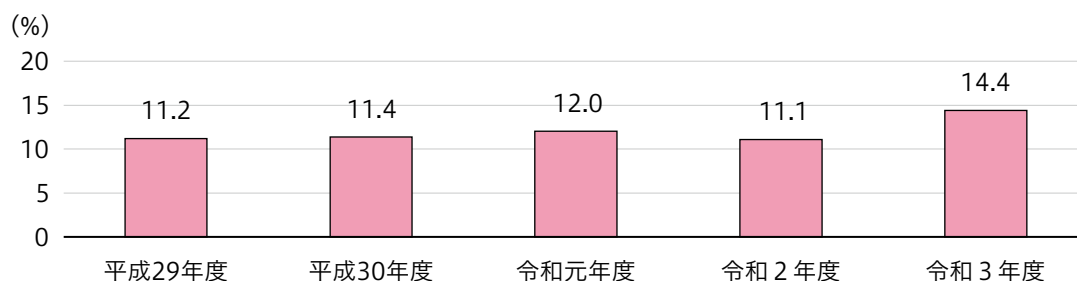
現 状

- 令和3年度の市民アンケート*によると、人権が侵害されたと感じたことがあると答えた市民の割合は、14.4%となっています。
- 人権擁護のため法律相談、人権相談及び行政相談を実施しています。
- 人権擁護委員を講師とした人権教室などの啓発活動を小中学校で実施しており、令和2年度からは市立ひまわり幼稚園でも実施しています。
- 犯罪や非行のない明るい社会を築くため、保護司会や更生保護女性会のほか、民生委員、青少年相談員などの関係機関と連携して、「社会を明るくする運動」を年1回実施しています。
- 「いばらきパートナーシップ宣誓制度」や「性的マイノリティに関する相談窓口」についての情報発信を行っています。
- 男女共同参画に関する講演会を2年に1回開催しています。
- 広報紙やSNS*などによる情報発信やチラシの配布などにより、男女共同参画の啓発を行っています。
- 女性職員の採用や管理的地位にある職員への女性登用について拡大に取り組むとともに、女性職員の意欲や能力の向上を目的とした「女性のためのキャリア研修」などへの参加を積極的に推進しています。
- 戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えるため、原爆や沖縄戦に関する写真パネル展を開催しています。

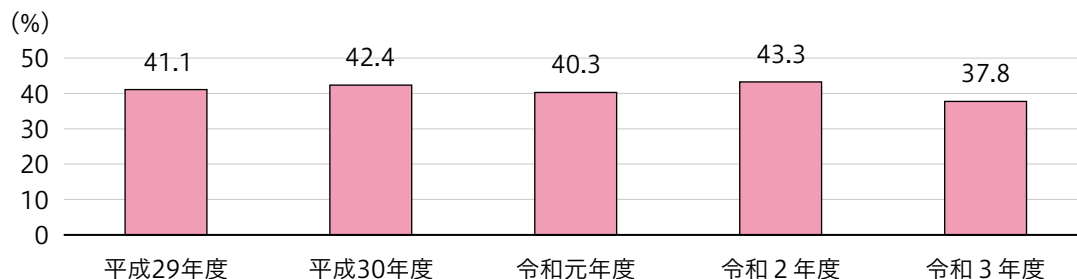
課題

- 人権を尊重し多様性を認め合う意識や平和を守る意識の醸成には、教育や啓発活動により訴える部分が大きく、継続的に取り組んでいく必要があります。また、市民の関心を喚起するためにも、内容を工夫する必要があります。
- 男女共同参画に対する市民の意識は年々高まっているものの、男性と女性の認識や各個人の認識には開きがあるため、啓発活動や推進事業を継続して実施する必要があります。
- 出産・育児や介護と仕事の両立など働く女性を取り巻く環境については改善の余地があり、働く女性やこれから働こうとする女性を支援する取組を進めていく必要があります。

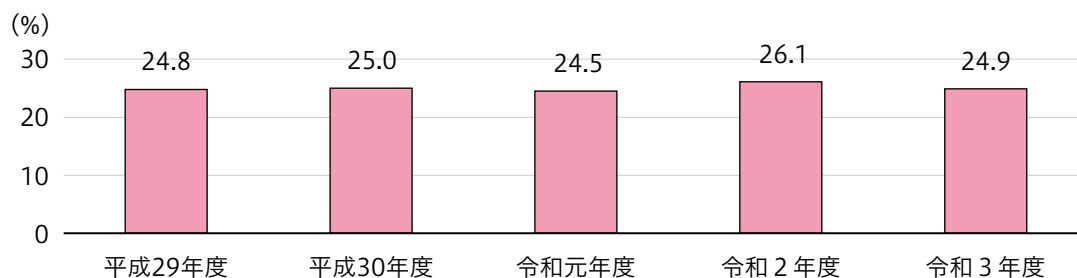
人権が侵害されたと感じたことがあると答えた市民の割合



家庭における男女の立場が平等であると答えた市民の割合



職場における男女の立場が平等であると答えた市民の割合



施策の目的と成果指標

対 象 市民（市民、事業所）

意 図 人権尊重の意識を持ち、お互いに尊重し合える社会の実現に向けて取り組む

成果指標	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
人権が侵害されたと感じたことがあると答えた市民の割合	14.4%	10.8%	10.0%
家庭における男女の立場が平等であると答えた市民の割合	37.8%	46.0%	50.0%
職場における男女の立場が平等であると答えた市民の割合	24.9%	32.0%	35.0%

基本事業と方針、主な現事務事業

基本事業1 人権尊重の推進

方針

- 人権を尊重し、多様性を認め合う社会をつくるため、様々な機会を捉えて人権教育や啓発活動を実施し、市民の人権尊重の理念の普及や人権意識の向上を図ります。
- 人権侵害や様々な人権問題などに関して相談できる機会の充実を図ります。

主な現事務事業

- ・人権啓発事務
- ・法律相談事業

基本事業2 男女共同参画の推進

方針

- 第2次市男女共同参画プラン後期実施計画に基づき、男女共同参画を推進します。
- 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるように、意識啓発に努めます。
- 家庭、地域、学校及び職場における男女共同参画を推進するため、広報活動や学習機会の提供を行います。

主な現事務事業

- ・男女共同参画推進事業

- 働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できるように、関係機関の紹介や情報提供、助言などを行うとともに、事業主に対しての意識啓発を行います。また、一事業主としての立場から、市が率先して女性職員の活躍推進に向けた取組を実施します。

基本事業 3 平和希求

方針

- 戦争に関する写真パネル展や企画展などを開催し、平和を希求する市民意識の醸成を図ります。
- 平和の尊さ、大切さを次世代に伝えるために、小中学校でパネル展示を行うなど、より伝わりやすい方法を検討します。

主な現事務事業

- ・平和事業事務

関連する市の計画

第2次市男女共同参画プラン（平成30年度～令和9年度）



ライブ配信による人権講話



戦争に関する写真パネル展



おとう飯料理教室



